

令和 6 年度 香美市の国民健康保険事業の運営に関する協議会会議録

会議の日時	令和 7 年 2 月 6 日（木） 18 : 30～19 : 40
会議の場所	香美市役所 5 階 委員会室 3
出席の委員	8 名
欠席の委員	1 名
香美市副市長	村上 真祥
事務局	萩野 貴子、岡村 有希子、今久保 仁柚、筒井 晴菜、松本 すみれ
傍聴者	なし
議題	(1) 令和 7 年度香美市国民健康保険事業計画について (2) 令和 7 年度国民健康保険税の課税限度額について
報告	(1) 特定健診及び特定保健指導について (2) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業の実施状況について

議事の経過

【18 : 30 開会】

○事務局 ただいまの出席委員は 8 名です。委員の半数以上が出席しておられますので、香美市国民健康保険規則第 7 条の規定により、本日の会議は成立しております。

次に、会長及び副会長の選任です。香美市国民健康保険規則第 11 号第 1 号の規定により、会長、副会長は公益を代表する方から選任することとなっております。選任方法につきまして、ご意見がございましたら、お願いいたします。特にご意見がないようでしたら、事務局に一任していただいてよろしいでしょうか。

○委員 異議なし

○事務局 それでは、会長を和泉委員、副会長を吉村委員にお願いいたします。よろしくお願いいたします。会長が決まりましたので、香美市国民健康保険規則第 11 条第 2 項の規定により、会長に議長をお願いします。

《議事録署名委員の指名》

《会議の公開、会議結果の公表の決定》

○議長 それでは議事に移ります。まず、議事（1）令和 7 年度香美市国民健康保険事業計画について審議します。事務局の説明を求めます。

○事務局 令和 7 年度香美市国民健康保険事業計画（案）について説明する。

○議長 事務局の説明が終わりましたが、ご意見、疑問点等ございませんでしょうか。

○委員 マイナ保険証のことを書いてくださってますけどマイナンバーカードを作られていない方に対しては、資格確認書を交付すると書いておりますが、具体的に時期とか、期限があるとか、もしお構いなければ後期高齢者はどのようにするのかかわかっている範囲で教えていただけないでしょうか。

○事務局 現在のところ国保に関しましては、昨年度の 7 月に 1 年間使用できる有効期限が令和 7 年 7 月 31 日までの保険証を送付しておりますので、今現在ではその保険証が

使えております。12月2日以降に新しく国保を取得された方は新規の保険証の発行がないので資格確認書もしくは、マイナ保険証になっている方には資格情報のお知らせという形になっております。そして、後期高齢者医療につきましては、75歳以上の高齢者の方であることを考慮いたしまして、マイナ保険証の方にも資格確認書を発行しておるとこのことのようにです。来年度以降の動向についてはまだ、決定にはなっていないと広域連合から聞いております。

○委員 証書というのは具体的に今までの証と変わらないようなものになるのでしょうか。

○事務局 資格確認書がどのような体裁をもっておるかという事でしょうか。

○委員 今までの被保険者証とあまり変わらないようなものが交付されるのか、今までと全然違うような様式で交付されるのか。

○事務局 国保も後期高齢者についても、今までと同じようなカードサイズのものになっております。資格情報のお知らせについては、A4サイズの大きいものになります。

○事務局 補足ですが、令和7年7月31日で保険証の有効期限が来ます、そこで一斉にマイナ保険証をお持ちでない方に対しては、資格確認書を有効期限一年間のものをお送りするようになってます。マイナ保険証をお持ちの方については、資格情報のお知らせというものを、こちらでも有効期限1年で交付をさせていただきます。

○議長 ありがとうございます。ほかにご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

○委員 被保険者数が減っており、一人当たりの医療費が増えている。その理由として高度医療等が挙げられるが、2024年4月からの医療報酬の改正の影響があったのではないかと思います。

○事務局 現実的に言うとそこまでの分析ができておるわけではないです。いわゆる医療費の伸びと人数がというところでの分析になっておるので、それはもう少し先かなという気はします。この香美市の中でそこまでの細かい分析は今までも実施をしてないので今後将来推計や、税率を考えるうえで必要な面については、やっていく必要はあるかと思いますが、直結しないのであれば、そこまでの細かい分析にまでたどり着かない可能性もあるかと思います。

○議長 ありがとうございます。4年度5年度と比べて6年度の見込みの一人当たりの伸びが大きいような気がする。一定の率を掛け合ったらこういう額になるのか。

○事務局 これも香美市の人口規模だと多いほうではないと思いますが、もっと少ない市町村として考えるとわかりやすいと思いますが、被保険者数が少ない場合、何名かの医療費がぐんと上がった時の影響というのも勿論あります。この見込みよりも後半で抑えられるという可能性もあります。これは単純に前期分で後期分を予想しており、見込みのまま実際いくとはなっていないと思います。皆さんがどういう病気にかかれて医療費をお支払になっているかなどは、保健事業の面で香美市の医療費が大きくなっている要因の分析などはしています。

○議長 ありがとうございました。他にご意見ご質問お願いします。「令和7年度香美市国民健康保険事業計画」については、原案のとおり承認される方は挙手をお願いします。

○議長 挙手全員です、議事 1 については、原案どおりとします。続きまして、議事(2)の令和 7 年度国民健康保険税の課税限度額について審議します。事務局より説明を求めます。

○事務局 令和 7 年度国保税課税限度額について説明する。

○議長 質問ご意見あればお願いします。ご質問ございませんでしょうか。それでは、ご質問無いようですので、「令和 7 年度国民健康保険税の課税限度額について」採決します。では、議事 (2) については、政令改正のとおり課税限度額を基礎課税分 1 万円引き上げて 66 万円に、後期高齢者支援金分を 2 万円引き上げて 26 万円とします。原案のとおり承認される方は挙手をお願いします。

《全員挙手》

○議長 以上で諮問を受けた事項の協議を終えますが、答申の文言につきましては、私に一任していただいてよろしいでしょうか。

○委員 異議なし

○議長 では、そのようにさせていただきます。続きまして、7 報告について事務局から報告します。

《報告「特定健康診査・特定保健指導について」と「高齢者の保健事業を介護予防の一体的実施事業の実施状況について」事務局より説明し、委員から意見が出された。》

○議長 以上で、予定されておりました全ての議事、報告等の協議を終わります。お疲れ様でした。